

第 160 回長崎市町界町名整理審議会 会議録

- 1 日時 令和 4 年 1 月 7 日（金） 14：00～15：00
- 2 場所 長崎市立図書館 新興善メモリアルホール
- 3 出席委員 細井 浩志、野田 和弘、本田 時夫、江藤 治、金谷 繁臣、
向井 真樹、峰 昇平、北村 哲也、檀 英俊
- 4 議案
（第 1 号議案）町の区域の変更について

（第 2 号議案）長崎市住居表示実施基準の改正について
- 5 審議結果
（1）第 1 号議案：原案のとおり議決
（2）第 2 号議案：原案のとおり議決
- 6 主な質疑応答

<第 1 号議案>

委員：変更される 1 世帯とは、店舗なのか住居なのか。

幹事：この 1 世帯は、事業所である。

委員：「長崎町界町名整理基準」では、「町の境界線は、原則として河川、水路等の場合は、その中心線とし」とあるが、新しい町界のラインは河川護岸沿いになっているのはなぜか。

幹事：矢上地区の土地区画整理事業では、河川の底地の区画整理まで実施した関係上、河川の中心に町の境界線を引いている。今回の平間・東地区は、河川の底地は事業区域外のため、区画整理で整理した護岸、真っ直ぐ通る部分に町界を引いている。

<第 2 号議案>

委員：「容易に変更されない建築物の場合は」とあるが、空き地があればそこに建物が建つことが考えられるが、その際は続きの番号を付けるのか。

幹事：1 つの街区に 1 つの建物で他の建物が建つ可能性がないという場合や、建物が分かれていても 1 人の方が持っていて、他の建物が建つ可能性がない場合においては、この基準で順番に番号を付けていく。届出の際に今後の活用予定も確認していながら進めていく。

委員：建物が建つ可能性があるかどうかの判断はどのようにするのか。

幹事：一敷地一建物が原則であるので、その敷地が街区と同じ区域である場合は、

基本他の建物は建てられない。その状況を確認して建物が建つ可能性がない時にはこの基準を適合していきたい。

委員： つまり、街区の中に別の所有者がいれば新たに建物が建つ可能性があるけれど、全て1人の敷地内であれば、順番に付けていくということか。

幹事： その通りで、一街区の中の持ち主が基本1人という場合、それが確認できた際に、この基準を適合していきたい。

委員： ①こういった改正案をやっている地域があるのか。

②1号、2号、3号という番号の付け方は建物の建った順に付けていくのか。次の建物が建ったら4号とするのか。

幹事： ①同じような改正内容を既に取り込んでいる自治体は3つある。

②3つの建物がいっぺんに建つという考え方で、所有者と協議して、1番メインとなる建物を1号とし、2号、3号と付けていく。同じ所有者がもう1棟建てたい場合は、4号、5号と不連続にならないように番号を付けたい。

委員： 新しい基準にした場合、既存の建物の番号は振りなおしになるのか、それとも新しく建てる建物のみという考え方なのか。

幹事： 住所変更手続きをするのは大変なことなので、既存の建物についてはそのままで、今後こういった一街区1建物という事例があった際に新しい基準を適合して住居番号を付けていくという考えである。

以上